

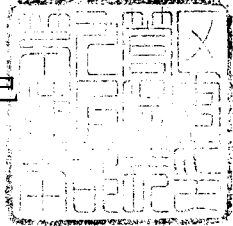
第九管区海上保安本部公示第5号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年2月4日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



百川海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 新潟県糸魚川地域振興局

住所 新潟県糸魚川市南押上1丁目15-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 百川海岸（付図に示すとおり）

期間 令和3年2月12日から令和3年3月20日までのうち1日間程度

3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。

